

請願・陳情參考資料

平成21年6月8日

農林水産部

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
21年-17 (21.5.22)	農林水産	ミニマムアクセス米の輸入 見直しに関する陳情 農民運動鳥取県連合会 代表者 東田 久	ミニマムアクセス米の輸入を全面的に見直すこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ガットのウルグアイラウンドにおける農業交渉の調整案の受け入れについては、我が国の主張のすべてが取り入れられているわけではないものの、ウルグアイラウンド交渉の成功、ひいては世界経済の発展及び自由貿易体制の維持強化によってもたらされる幅広い国民的利益を考慮し合意を受け入れたもの」(平成5年12月細川内閣総理大臣談話) ・ 昨年発生した輸入米のカビ毒問題を受けて、国は新たに輸入米の安全性を確保するための検査を実施。 ・ 県は国に対して「WTO農業交渉においては国内農業生産、地域経済の維持等に不可欠な米などの基幹品目を守るため、十分な数の重要品目を確保し持続可能な農業が可能となるように交渉すること」等を引き続き要望することとしている (7月予定)。 (参考) <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界貿易機関(WTO)協定は、平成7年度から始まり、国内消費の7.2%(毎年約77万玄米トン)を輸入。平成20年10月末現在で97万トンが政府の倉庫に備蓄され、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料として販売されているほか、一部は海外援助に使われる。 ・ 従来の輸入検査に加えて、農林水産省はカビ毒の検査を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ○政府が輸入米を販売する際、全袋を開け目視でカビの有無をチェック(平成20年12月8日より) ○サンプルを採取して、食品衛生法で規制されているカビ毒(アフラトキシンB1)を分析(平成21年2月19日より)

陳 情 (新規)

(経営支援課)

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
21年-18 (21.5.22)	農林水産	<p>「農地法改正案」の廃案を 求める陳情</p> <p>農民運動鳥取県連合会 代表者 東田 久</p>	<p>農地法の一部を改正する法律案を廃案とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地の拡大を防止し、食料供給力を強化させるためには、担い手を確保し耕作の意欲のある者へ農地の面的集積を促進して、農地の有効利用を積極的に推進していくことが必要である。 農地はあくまで農業生産のために適切に利用されることが肝要で、農地制度の基本を「所有」から「利用」への再構築を目的とした今回の改正法案はこのような趣旨に沿ったものである。 中山間地域の多い本県の場合、認定農業者等の担い手のみでは地域の農地・農業を守ることは困難であることから、小規模農家や兼業農家にも配慮した集落営農を推進するとともに、耕作放棄地再生のための助成水準の拡充、中山間地域等直接支払制度の恒久化、農業委員会の実効ある活性化対策などについて、国に政策提言を行っているところ。 <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は平成20年12月に、耕作者が農地を所有する考え方から農地の効率的利用を促進する考え方に改める新たな農地政策を構築するため、「農地の確保」、「農地の有効利用」、「農地税制の見直し」などを柱とする「農地改革プラン」を発表。 農地法の一部を改正する法律案には、このプランに沿って「農地転用規制の厳格化」、「農用地区域内農地の確保」、「農地の権利を有する者の責務の明確化」、「農地利用者の確保・拡大」、「農地の面的集積の促進」「遊休農地対策の強化」等の内容が盛り込まれており、現在国会で審議中。